

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和3年8月23日(月) 10:02~10:43

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

川口 延良 委員長

阪口 保 副委員長

乾 浩之 委員

山村 幸穂 委員

猪奥 美里 委員

米田 忠則 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 1名

出口 武男 委員

出席理事者 金剛 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 令和3年度主要施策の概要について

(2) その他

<会議の経過>

○川口(延)委員長 それでは、ただいまより少子化対策・女性の活躍促進特別委員会を開会いたします。

密集、密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人に制限しておりますので、ご了承ください。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は何かとご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。

私と阪口保議員が、先の6月定例県議会におきまして正副委員長に選任をされました。今後、委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

委員会構成がなされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介を願います。右から順番に。

- 米田委員 米田です。よろしくお願いします。
- 粒谷委員 粒谷です。よろしくお願いします。
- 乾委員 乾でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 猪奥委員 猪奥です。どうぞよろしくお願いします。
- 山村委員 山村です。どうぞよろしくお願いします。
- 川口（延）委員長 なお、本日の欠席は出口委員です。

次に、委員の席順についてですが、当委員会といたしましては、ただいまの席順でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、理事者の紹介を願います。

なお、出席を求める理事者については、お手元に配付のとおりです。

それでは、こども・女性局長から自己紹介並びに次長及び関係課長の紹介を、続いて、青少年・社会活動推進課長、長寿・福祉人材確保対策課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病対策課長、雇用政策課長、教育研究所長、学校教育課長、保健体育課長からそれぞれ自己紹介を願います。

○金剛こども・女性局長 こども・女性局長の金剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こども・女性局の職員を紹介いたします。

北村こども・女性局次長でございます。

○北村こども・女性局次長 北村でございます。よろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 私の後ろですが、西橋女性活躍推進課長でございます。

○西橋女性活躍推進課長 西橋です。よろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 その隣、栗田奈良っ子はぐくみ課長でございます。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 栗田でございます。よろしくお願いします。

○金剛こども・女性局長 その後ろ、堀内こども家庭課長でございます。

○堀内こども家庭課長 堀内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 どうぞよろしくお願いいたします。

○山田青少年・社会活動推進課長 青少年・社会活動推進課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中長寿・福祉人材確保対策課長 長寿・福祉人材確保対策課長の田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○東川障害福祉課長 障害福祉課長の東川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小嶋健康推進課長 健康推進課、小嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸毛疾病対策課長 疾病対策課長の戸毛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○畑澤雇用政策課長 雇用政策課長の畑澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大石教育研究所長 教育研究所長の大石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内学校教育課長 学校教育課、山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲葉保健体育課長 保健体育課長の稲葉です。どうぞよろしく申し上げます。

○川口（延）委員長 ありがとうございます。

次に、委員会の運営についてですが、7月19日の正副委員長会議で決定をされました委員会等に関する申合せ事項及び口頭申合せ事項をお手元に配付しておりますので、後ほどお目通しを願います。

次に、お手元に特別委員会の設置等に関する申合せを配付しております。この申合せでは、調査期間終了時にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しております少子化対策・女性の活躍促進特別委員会の運営について説明をさせていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、資料の記載のとおりです。

次に、2の委員会の運営についてですが、令和5年2月定例会までに調査、審査の成果を取りまとめることとしまして、委員間討議による議論も行いながら委員会を開催してまいりたいと考えております。

3の当面のスケジュールですが、来年、令和4年の6月定例会には中間報告を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見ございましたら申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料をお手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

それでは、案件に入ります。

令和3年度主要施策の概要について、こども・女性局長、青少年・社会活動推進課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病対策課長の順にご説明を願います。

○金剛こども・女性局長 それでは、こども・女性局所管の令和3年度主要施策の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、令和3年度当初予算分につきましてご説明いたします。主要施策の概要の4ページ、9地域で子どもを健やかに育てるの1少子化対策の推進につきましても、市町村や企業、関係団体等と共に、子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

安心子育て推進事業では、子育て家庭の状況を把握し、相談支援等を行う市町村子ども家庭総合支援拠点が県内全市町村で設置され、機能も充実するよう、研修の開催や個別助言などにより支援するほか、結婚や子育てを多様な主体が応援する取組を進めてまいります。

新規事業、体罰によらないゆったり子育て推進事業では、昨年4月に施行されました児童虐待防止法等の改正より、保護者による体罰の禁止が法定化されたことを踏まえ、子育て家庭を温かく見守り、体罰によらない子育てを応援する社会づくりを推進するため、地域の店舗等、様々な人への応援の呼びかけや子育て支援団体等を対象とする研修などを実施いたします。

5ページ、2子どもの健やかな育ちへの支援の(1)子育て支援では、全ての子どもたちの健やかな育みのため、保育の実施や放課後児童クラブの運営等に対する支援を実施いたします。

6ページ、就学前教育推進事業では、乳幼児期の子どもの育みについて、保護者、保育者、地域の関係機関など、就学前教育に関わる全ての人の意識の共有と実践のためのガイドラインとして、(仮称)奈良っ子はぐくみ基本方針を策定いたします。

8ページ、保育士確保対策の取組として、新規事業の潜在保育士就職促進事業では、県の保育士登録名簿を活用し潜在保育士の就労意向を把握した上で、保育人材バンクへの登録案内を行い、就労マッチングにつなげてまいります。

新規事業、保育士働き方改革推進事業は、保育現場における労働環境の現状把握や課題

分析を行い、働きやすく、働き続けられる職場改善に取り組んでいただくためのマニュアルを作成するものです。

放課後児童クラブ人材確保支援事業は、放課後児童クラブにおいて児童の発達の違いに応じた対応ができるよう専門的な研修を実施するほか、保育人材バンクにおいて支援員の就労マッチングを行います。

9 ページ、(2) 困難を抱える子どもへの支援につきましては、ひとり親の就業による自立や生活を支援するため、ひとり親家庭の子育て支援事業では、奈良県スマイルセンターにおいて、ハローワークと連携した就労支援や法律相談を行うとともに、離婚を考える父母等に対し、養育費や子どもとの面会交流など、離婚後の子育て等について学んでいただく講座を開催します。

こども食堂を増やし、活動を支援する取組として、奈良こども食堂サポート事業では、こども食堂コーディネーターを配置し、こども食堂の開設、運営に関する相談支援等を行うとともに、民間協力企業の掘り起こしやフードバンク活動団体と連携し、未利用食品が安定してこども食堂に届き、活用されるよう調整を行います。

新規事業、こども食堂等による地域づくり推進事業では、こども食堂を中心とする地域の様々な主体による子ども支援ネットワークのモデルの構築に取り組み、子どもの育みを応援する地域づくりを進めてまいります。

10 ページ、新規事業、ひとり親家庭健康づくり支援事業では、ひとり親が健康で、支援団体や仲間とつながり、社会の担い手として活躍できるよう、ひとり親の支援団体が実施する取組に対し補助するものです。

(3) 児童虐待対策・社会的養護の充実では、県こども家庭相談センターの体制強化を図るため、児童福祉司確保の推進において、民間就職情報サイトを活用し、効果的な募集案内を行うほか、児童福祉司業務の説明会等を開催するなど、児童相談所専門職のリクルート活動の強化を図ります。

高田こども家庭相談センター改修事業におきましては、児童福祉司の増員等に対応するため、手狭になっている事務室等を改修するものです。

11 ページ、10 女性活躍の推進、1 女性の就労・起業等への支援につきましては、なら女性活躍推進倶楽部事業におきまして、倶楽部の会員企業や経済団体等と連携し、会員企業の魅力の発信や、女子大学生や再就職を希望する女性が企業と出会う機会をつくるとともに、異業種交流会やセミナーの開催等により、女性が活躍できる環境づくりを推進し

てまいります。

12ページ、2女性の相談窓口の充実につきましては、性暴力被害者支援事業として、性暴力被害者の心身の早期回復を支援するため、性暴力被害者サポートセンター、NAR Aハートの運営など、記載の取組を実施いたします。

13ページ、4母子家庭等への支援では、新規事業、母子生活支援施設整備事業におきまして、母子家庭の生活自立を支援する入所施設の老朽化に伴い、社会福祉法人が実施する大規模改修に対して補助を行うものです。

続きまして、令和2年度一般会計2月補正予算でございます。

25ページ、1新型コロナウイルス感染症対策の2福祉施設のクラスター対策としまして、児童相談所一時保護体制整備事業におきまして、保護者が新型コロナウイルスに感染し、誰も児童を世話する人がなくなった場合に看護師を派遣し、児童の健康観察等を行いながら、一時保護いたします。

4愉しむ「都」をつくるでは、新規事業、保育士確保・育成オンライン化事業は、新型コロナ感染症対策として、保育者の研修や保育士資格登録等の手続をオンライン化するものでございます。

26ページ、新規事業、こども家庭相談センターICT環境整備事業では、虐待ケースに迅速、適切に対応できるよう、自治体間で情報共有する全国統一の情報システムを導入するものでございます。

最後に、令和3年度一般会計4月補正予算、専決処分でございます。

27ページ、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給するもので、県の支給対象の児童扶養手当受給者等に対する給付費用を計上しております。

高等職業訓練促進給付金事業は、ひとり親の就業を促進するための給付金制度について、より短期の受講期間の訓練を対象に加えるなど、制度を拡充するものでございます。

最後、新規事業、ひとり親家庭住宅支援資金貸付原資造成補助金は、自立に向けて意欲的に就業活動に取り組んでいただいている児童扶養手当受給者に対して、新たに家賃の貸付けを行い、一定の要件を満たせば償還を免除するものでございます。

以上がこども・女性局所管の令和3年度主要施策の概要でございます。よろしく願いいたします。

○山田青少年・社会活動推進課長 主要施策の概要の22ページ、VI智恵の「都」をつくる、19教育の振興でございます。1地域の教育力の充実といたしまして、青少年社会的自立支援事業では、青少年の社会的自立を促進するため、ひきこもり相談窓口を運営するとともに、専門相談員による個別相談を実施するなど、相談窓口の体制強化に取り組むほか、市町村との連携を強化し、相談支援員の充実に取り組んでおります。

若者と地域をつなぐ交流モデル事業では、令和元年度にモデル事業として、大和高田市において取り組みました中退や離職した若者の社会的孤立を防ぐための居場所につきまして、他市町村での開設促進に取り組んでおります。

以上が青少年・社会活動推進課の所管の主要施策の概要についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○東川障害福祉課長 障害福祉課所管の当委員会に係ります主要施策の概要につきましてご説明をさせていただきます。

令和3年度主要施策の概要の18ページの17福祉の充実の2障害者福祉の推進をご覧ください。(2)相談支援の障害児地域療育体制整備事業は、在宅障害児の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機関の充実を図るとともに、療育の質を向上させるため、障害児の療育、支援に携わる機関の支援者等を対象にしました研修会等を開催するものでございます。

19ページ、(4)生活環境の県立障害福祉施設建替整備事業は、旧登美学園及び筒井寮を藤の木学園として一体的に建て替え整備を進めているものでございます。今年度は、指導訓練棟などの建設工事を行うための造成工事や旧指導訓練棟の除却設計等を進めております。

(5)保健・医療及び療育の推進の重症心身障害児等地域生活支援事業は、県全体の支援拠点としての重症心身障害児者支援センターの運営及び県中部、南部、東部地域における居場所づくりを推進するものでございます。

障害福祉課所管の主要施策の概要の主なものは以上でございます。

○小嶋健康推進課長 医療政策局健康推進課の所管の主要施策の概要についての事業をご説明させていただきます。

まず、14ページ、県民健康・食生活実態調査事業でございます。健康長寿日本一を目指して推進しております、なら健康長寿基本計画及び奈良県食育推進計画の評価及び次期計画策定の基礎資料とするために、県民の食生活や健康生活習慣に関する調査を今秋に実

施いたします。

続きまして、17ページ、不育症検査費用補助事業でございます。不育症とは、妊娠はされたものの、流産、死産を2回以上繰り返す状態を指しております。現在、保険適用外にある不育症検査につきまして、国の要綱に倣い、県においても助成制度を創設しましたので、患者の自己負担軽減に努めてまいります。

令和3年度主要施策の概要の中から、健康推進課所管の主なものをご説明させていただきました。

○戸毛疾病対策課長 疾病対策課所管事業の説明させていただきます。

15ページ、(1)番です。がん対策の推進の主な事業ですが、がん検診推進事業やたばこ対策推進事業を引き続き行います。特に、16ページ、がん医療機能分化推進事業におきましては、県内のがん治療水準の向上のため、腫瘍内科学講座の運営など、昨年度設置しました県立医科大学附属病院が行うがんゲノム医療の提供に向けた取組に対し補助を行うものです。

疾病対策課の主な事業は以上です。

○川口（延）委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質問があれば随時ご発言を願います。

○山村委員 それでは、私から1点質問したいと思います。

先ほどのご報告の中にもありましたが、最近のニュースで気になることが2つありました。性暴力ワンストップ支援センターについての報道ですけれども、1点は、この運営につきまして国の交付金、補助が決められていますが、国の予算が、都道府県によって違いはあるものの、この4年間で3億円不足していたという報道がありました。そしてもう一つは、秋をめどに国が休日、夜間のコールセンターを全国一斉にというか、国運営で全国で進めるという報道がございました。このことに関して疑問を感じていますので、伺います。

全国的にはこのワンストップ支援センターでの相談件数は、19年度、20年度にかけて1.2倍に増加しているということですが、県の実績、取組の状況がどのようになっているのか、まず、その点を伺いたいと思います。

○西橋女性活躍推進課長 奈良県におきまして、性暴力被害者サポートセンター、NARAハートは、平成30年10月に開設しております。それ以降の相談件数でございますが、平成30年度が115件、令和元年度が199件、令和2年度が170件となっております。

ます。同じ方が複数回相談されているということが多く、実相談人数は、平成30年度で18人、令和元年度で58人、令和2年度で54人となっております。

○山村委員 ありがとうございます。

相談の実績ということで伺いましたが、それに関して、国からの交付される予算、運営費について、奈良県では特に問題はなかったのかということと、その運営の体制という点で、今課題になっていることはどのようなことかお伺いしたいと思います。

○西橋女性活躍推進課長 NARAハートの運営体制でございますけれども、ただいま3名の会計年度任用職員が常時2名の体制で、火曜日から土曜日、9時30分から17時30分の間、相談業務に対応しております。

国の支援金でございますが、ほとんどがこの相談員の人件費となっております、奈良県の場合は、基準額の範囲内で運用ができております。

○山村委員 奈良県での実態から見まして、複数回相談をなさるということではありますけれども、実際に利用されている方が、かなり増えてきているという実態があつて、やはり大切な仕事をしていただいていると思っておりますし、実際に社会全体の問題で、女性が声を上げづらい状況がある中で、この活動はとても大切なことだと思っております。

私自身もお伺いさせていただいたご相談のあつた方なども、実際に被害に遭って、すぐに訴えに出られることは難しく、何年もたって、相当の期間が過ぎてから初めて打ち明けることができたという実情もあるということで、本当に丁寧な寄り添った対応はすごく大事だと感じておりますので、中身をこれからもう少し強化して行って、多くの方が相談する場所があつて、いろんな状況でもすぐに対応してもらえという環境をつくっていくことが大事だと感じております。

そういう中で、24時間対応はすごく大切なことですが、全国の状況を見ておりますと実際にできているところはまだまだ少ない状況だと思います。24時間、同じ支援センターが対応されているのは11都府県、夜間のコールセンター業務を委託されているところが10県、24時間運営できないところが26道府県あるという状況です。このような状況から見ても、やはり課題がすごくあると感じています。

それだからといって、国がいきなり全国の夜間のコールセンターをつくって、どこからでも相談を受けますとなるのが正しい方法なのかという点では、専門家の方、あるいは各都道府県などからも意見が出されておりますように、本当の意味で相談者に寄り添った対応ができるのかという点で、大変不安が持たれている状況もあると聞いております。

ですので、私はやはり今、県のこの対策を強化していくために何が課題になっているのかという、この辺を解決していかないといけないと思っていますが、県としては、その課題、どのように感じていらっしゃるかお伺いいたします。

○西橋女性活躍推進課長 山村委員のおっしゃるとおり、今、24時間の体制は奈良県としてはできておりません。国のコールセンターも一部、おっしゃったように動きがございます。ただ、それが地方の負担でどこまで連携ができるのか、そういったところがまずは課題だと思っています。あと、相談員の資質向上、あるいはそういう人的な確保、特に人材を養成していくということが一つ大きな問題かと思っています。

この点につきましては、国の動きも見ながら、県としてどういう連携体制がよいのか、引き続き検討してまいりたいと思っています。

○山村委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、課題が私もあると感じています。全国でいろんな資源がたくさんあったり、そういう相談に応じてくれる専門家の方がたくさんいらっしゃる場所はいいけれども、奈良県を含め、他府県でもなかなか難しい現状がある中で、国としてやるべきは、この支援センター、サポートセンターというものをきちんと法的にも位置づけて、きちんとした専門職が養成されて、その人たちが安心して仕事ができる状況をつくることなしには進んでいかないと思っています。

そういう点で、専門職をきちんと配置できて、その方が正規職員として力を発揮できる、そういう環境をつくっていくという点で、もちろん国にも要請していかないといけないと思いますので、私たちもそういう形で運動していきたいと思っていますけれども、県としてもそういう角度での取組をぜひ進めていただきたいと思います。

○猪奥委員 私も1点お聞きします。

まず、意見ですけれども、今ほどの性暴力、性犯罪のワンストップの電話での相談センターについて当初は平日だけで現在は土曜日も開設されていますが、やはり9時半から5時半という昼間の時間帯には相談しにくいことがあると思います。この問題は、幾度か質問させていただいていますけれども、夜間は留守番電話で対応しているけれども、ほとんど対応がないということでした。留守番電話であれば利用者も電話を切りますよね。電話だけじゃない対応をしっかりと取っていただきますようお願いいたします。

私は少し山村委員とは意見が違って、都道府県と国の役割分担等、情報共有がしっかりされることを前提に、国で一律ででも夜間の窓口はあったほうが良いと思います。滋賀県

は、性暴力に対応できる専門の看護師の育成について、もう既にカリキュラムとしてあるわけですから、奈良県でもしっかり体制を取っていただきますように、これはお願いをさせていただきますと思います。

2点質問させていただきます。まず、1点目が、またこの8月にも虐待の事案が、当県ではありませんけれども、近隣、滋賀県でありました。8月1日に17歳のお兄さんが6歳の妹さんを虐待して、死に至らしめるというような非常に悲しい事案で、これは児童相談所も当然把握していた案件でした。滋賀県の児童相談所は、8月8日に面談を入れていましたが、その面談の前に事案が起きてしまいました。これはかねてより幾度となくこれも議論しておりますけれども、警察と児童相談所との連携がより強固になっていけば、と悔やまれるのではないのでしょうか。この案件の面会は、児童相談所からも上げていたようですけれども、なかなか面会に至らなかったと。2週間、間が空いてしまったこの間に死亡事故が起きてしまったと。

奈良県でも児童相談所で把握している情報は、警察に全部上げてくださいと提案し続けてまいりました。警察からは児童相談所に全件情報共有があるけれども、児童相談所から警察には、上げる情報を精査されている。この状況について、一日も早く改善していただきたいということを申し上げ、内部で検討しますというような話で何回か頂戴していますけれども、今、児童相談所と警察との間の情報共有の在り方は、どのようになっていますでしょうか。

○堀内こども家庭課長 まず、子どもの命、それから体を守る上で、特に警察との連携が大変重要であると考えておりまして、平成27年度から中央こども家庭相談センターに現職の警察官1名を配置し、警察官同行での家庭訪問や緊急一時保護の対応を行っております。

また、警察との情報共有といたしましては、平成31年3月に、情報共有及び連携に関する協定を締結いたしまして、児童の安全確認、確保を行うことが想定される全ての事案につきまして情報共有するとともに、令和2年11月には、情報共有の範囲と情報共有後の役割分担の周知を図るために、児童相談所と警察による合同研修会を実施したところでございます。また、その後においてもワーキングを開催いたしまして、常に情報共有を図っているところでございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

虐待案件は全件共有されていますか。それとも、どの分野を重要事案として警察に上げ

るかというのを児童相談所で決めた上で警察に共有されているのですか、今のご説明はどちらですか。

○堀内こども家庭課長 全ての事案というよりは、やはり虐待、それから子どもの安全確認、確保が必要な場合につきまして、警察との情報共有を行っているところですので、全件を共有しているわけではございません。

○猪奥委員 ありがとうございます。

そうすると、児童相談所のお仕事で、これを警察と共有するかどうかという判断がそこでまた入ってきてしまうわけですね。全国的に見ても大体そういうケースを取られていて、県で必要ないとご判断され、結果、警察にはお知らせしていなかったケースというのが非常に多い。だからこそ、全件共有をあらかじめする体制を取っておいて、警察でも判断できるような、そんな体制を、さらに一步踏み込んで、今後、拡充していただいて、虐待案件に関しては、警察と児童相談所とが同じ情報を持っていると。警察に通報があつて警察が行くときに、児童相談所が軽微な虐待案件だと思っているという情報は、警察にとってはとても大事な情報ですよ。そのようなケースも含めて、今コロナ禍で虐待がものすごく増えているという社会情勢になっていますので、ぜひとももう一步踏み込んでいただきたいと思います。

あと、もう一点。意見だけ申し上げます。

今、奈良県では、新型コロナ感染陽性者の方は全員、入院ないし宿泊療養施設に入ってくださいことになっておりますが、このままのペースで増加を続けると、幾ら県が全件入院させたい、入所させたいと職員がご努力いただいても、どうしても医療機関や宿泊療養施設がいっぱいになってしまうという日が早晩来そうな勢いで増加を続けています。そうなったときに、自宅で調整中の方というのが出てきてしまいますよね。今のところ、自宅療養してくださっている、自宅療養せざるを得ない方に関してきめ細やかな情報共有を市町村としていただけないような状況が続いています。例えば母子家庭であるなど、県でも気にかけてらっしゃるご家庭で自宅療養することになったときには、かなりきめ細やかな体制ができるように、今のうちからケースをいろいろと考えておいていただきたいのです。個人情報保護法があるから、なかなか市町村に情報が渡せないというのはもちろん分かっていますけれども、その渡せない中で、そこで凄惨な事件が起こってしまったら、それは行政の縦割りないしは情報共有の不十分さが引き起こした事件にもなり得てしまいますので、ぜひいろいろなケースを想定していただいて、もちろん入院や入所を100%して

いただくということをご努力をしていただきつつも、あふれかえってしまったときにきめ細やかな、特に担当部署で気にかけてらっしゃるようなご家庭の方々には特段の配慮ができるようお願いを申し上げて、終わります。

○川口（延）委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これで質問を終わります。

これもちまして本日の委員会を終わります。